

令和8年度加美町職員採用試験案内

令和10年5月には新庁舎が開庁予定です。加美町の未来を共に拓きましょう。

令和9年4月採用予定の上級（大学卒業程度）の行政職、技術職の加美町職員採用試験を、次により実施します。

1. 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

①一般・新卒者対象

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	行 政	若干名	庶務や予算、経理、税務、用地交渉、企画、窓口業務等の一般の行政事務に従事します。
	社会福祉士	若干名	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉等の社会福祉に関する業務に従事しますが、一般の行政事務に従事することもあります。
	管理栄養士	若干名	健康の保持増進、栄養指導、町立施設の栄養管理等の業務に従事しますが、一般の行政事務に従事することもあります。
	学芸員	若干名	加美町ふるさと陶芸館(切込焼記念館)等に係る博物館学芸業務全般(展示・教育普及・資料の収集整理保存・調査研究等)及び施設の維持管理、文化財行政全般に従事しますが、一般の行政事務に従事することもあります。

②社会人経験者対象

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	行 政 (社会人経験)	若干名	庶務や予算、経理、税務、用地交渉、企画、窓口業務等の一般の行政事務に従事します。
	社会福祉士 (社会人経験)	若干名	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉等の社会福祉に関する業務に従事しますが、一般の行政事務に従事することもあります。

注1 採用予定人員は、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

注2 「若干名」は1～3名を予定しています。

注3 職務によっては深夜勤務となる場合もあります。

※公務員として必要な学力及び適格性を有する者がいない場合は、採用しないことがあります。

2. 受験資格

下記（１）の資格を有し、（２）のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（１）資格

①一般・新卒者対象

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	行 政	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、学校教育法等による大学(短期大学を除く)を卒業した者、もしくは令和9年3月31日までに卒業する見込みの者
	社会福祉士	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの者で社会福祉士の資格を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者
	管理栄養士	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、管理栄養士の資格を有する者又は令和9年3月31日までに管理栄養士の資格を取得する見込みの者
	学芸員	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)または大学院において歴史学またはこれに準ずる分野を専攻し、卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者で、博物館法の規定による学芸員の資格を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者

②社会人経験者対象

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	行 政 (社会人経験)	昭和52年4月2日から平成12年4月1日に生まれた者で、学校教育法等による大学(短期大学を除く)を卒業し、直近7年間(令和2年4月1日～令和9年3月31日)中に、通算4年以上の民間企業等での職務経験を有する者
	社会福祉士 (社会人経験)	昭和52年4月2日から平成12年4月1日に生まれた者で、学校教育法等による大学(短期大学を除く)を卒業し、社会福祉士の資格を有する者で、直近7年間(令和2年4月1日～令和9年3月31日)中に、通算4年以上の民間企業等での社会福祉士に係る業務の職務経験を有する者

(注)職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として週 30 時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。

(注)勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

(注)最終合格発表後、職務経験期間確認のため、在職証明書を提出していただきます。

(注)申込書等に事実と異なる記載をした場合や、受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしても受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 加美町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ⑤ 現に加美町職員である者（会計年度任用職員である者を除く）

3. 試験の方法

試験は第一次試験、第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。第一次試験は宮城県自治会館を会場として行う筆記試験、または全国のテストセンターで受験するテストセンター方式による試験（パソコン画面で出題・実施）のどちらかを選択して受験いただきます。なお、専門試験は実施しません。

(1) 第一次試験

①一般・新卒者対象

試験区分・職種	科目	方 法
上級一行 政 上級－社会福祉士 上級－管理栄養士 上級－学 芸 員	教養試験 (90分)	社会、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による試験を行います。
	性格特性検査 (20分)	公的部門の職員として職務遂行に必要な適正について検査します。

②社会人経験者対象

試験区分・職種	科目	方 法
上級一行 政 (社会人経験) 上級－社会福祉士 (社会人経験)	職務能力試験 (60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な一般知能について4肢択一式による試験を行います。 <u>※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。</u> ※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の出題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
	職務適応性検査 (20分)	公的部門の職員としての職務への適応性について検査します。

(2) 第二次試験

試 験	方 法
作文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について、作文による筆記試験を行います。
人物試験	集団口述試験および、個人口述試験により、主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4. 試験日及び場所

(1) 第一次試験

第一次試験は令和8年7月12日に宮城県自治会館で受験する試験会場方式と、全国のテストセンターで受験するテストセンター方式のどちらかを、申込時に選択して受験いただきます。宮城県内にお住いの方は試験会場方式での受験にご協力をお願いします。

区 分	試験会場方式	テストセンター方式
日 時	令和8年7月12日(日) 受付：午前9時～9時40分 試験：午前10時	令和8年6月27日(土) ～ 令和8年7月12日(日) ※上記期間に予約して受験します。
場 所	宮城県自治会館 仙台市青葉区上杉 1-2-3	全国のテストセンター ※全国の会場から選択し、予約の上 受験となります。詳細は応募後に通知します。

(注)全国のテストセンターの詳細については、加美町公式ホームページに掲載しますので、そちらでご確認ください。

(2) 第二次試験

令和8年9月2日(水)

※ 予定日です。詳細については、第一次試験合格者に通知します。

5. 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者の発表は、令和8年8月14日(金)に加美町役場前(小野田支所、宮崎支所含む)掲示板への掲示及び加美町公式ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。

(2) 最終合格者の発表は、令和8年9月9日(水)に加美町役場前(小野田支所、宮崎支所含む)掲示板への掲示及び加美町公式ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。

なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6. 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、登録された者の中から採用者を決定します。
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意して下さい。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他採用日までに公務員としての適格性を欠く事由があった場合は、採用決定を取り消すことがあります。
- (3) 採用は、原則として令和9年4月1日の予定です。
既に最終学歴の学校等を卒業している人等については、前倒しで採用する場合があります。
- (4) 採用予定日に勤務できない者は、採用されない場合があります。
- (5) 社会福祉士、管理栄養士、学芸員について、資格を取得する見込みの者は、資格を取得できなかった場合には採用されません。
- (6) 社会福祉士、管理栄養士について、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科があることが確認された場合、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、最終合格者であっても採用されない場合があります。手続の詳細については、最終合格発表後にご案内します。

7. 給 与

- (1) 上級の一般、新卒者の初任給は、おおむね次のとおりです。
なお、学歴や職歴により、条例に定める給料表の級号俸を上位に決定する場合があります。

試験区分	職 種	初任給（現行額）
上 級	行 政 社会福祉士 管理栄養士 学 芸 員	232,000円

- (2) 上級の社会人経験者の初任給は、提出していただいた在職証明書等に基づき、職務経験の内容に応じて任命権者が個別に決定しますが、大学卒業後の民間企業等における職務経験年数に応じた初任給の例としては、下記の表のとおりとなります。なお、学歴や職歴により、条例に定める給料表の級号俸を上位に決定する場合があります。

試験区分	職 種	民間企業等における 勤務期間	初任給（現行額）
上 級	行 政(社会人経験) 社会福祉士(社会人経験)	民間企業等 8年	270,000円

※上記の例は、あくまで、大学卒業直後に民間企業等で正社員として採用され、職務経験年数の全てが、採用後の行政事務における本町の職務に直接役立つと認められる場合の例ですので、職務経験等によってはこれを下回る場合があります。(民間企業等での職務経験年数のすべてが初任給に反映されるものではありません。)

- (3) 上記(1)または(2)のほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの要件により支給されます。

8. 受験の手続き

第一次試験のテスト会場の選択は受験申込書の様式で選択することとなります。

宮城県自治会館を会場とする試験会場方式で受験を希望する場合は緑色の受験申込書、全国のテストセンターを会場とするテストセンター方式で受験を希望する場合は青色の受験申込書を使用して申込してください。

なお、受験申込後に受験する会場の方式を変更することはできません。

区 分	内 容
受験申込書の請求	<p>○ 申込書の請求期間 令和8年5月1日（金）から同年6月8日（月）まで</p> <p>①申込書は次の場所で配布します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加美町役場総務課人事給与係 ・小野田支所 ・宮崎支所 <p>②郵送で請求する場合 封筒の表に「職員採用統一試験受験申込書請求」及び受験する職種を朱書きし、返信先を明記し180円切手を貼った返信用封筒を（A4判が折らずに入る大きさの封筒）を同封してください。 【受験する職種が「上級—行政」である場合の封筒表への朱書き例】 職員採用統一試験受験申込書請求（上級行政）</p> <p>③申込書は受験の受付期間を考慮して、早めに請求してください。</p>
受験手続	<p>○ 提出書類 【申込書の持参又は郵送により申し込む場合】</p> <p>① 受験申込書 （下記のいずれかを使用。所定の受験申込書を使用すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県自治会館で受験する場合 → 緑色の受験申込書 ・全国のテストセンターで受験する場合 → 青色の受験申込書 ※テストセンター受験用と記載のある方 <p>② 履歴書 ①及び②は所定様式をご使用ください。 必要事項を記入し、申込前3か月以内に撮影した写真（脱帽、脱マスクで正面から上半身を写した、縦4cm×横3cmの写真）を所定の箇所に必ず貼付して下さい。 指定様式でない、写真が貼付されていない場合は受付できません。</p> <p>③ 受験料 受験料は無料です。</p> <p>※郵送で提出する場合の注意点</p> <p>① 令和8年6月8日（月）午後5時15分まで受付場所に到着したものに限り申込を受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。</p> <p>② 封筒の表には「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きしてください。</p>

	<p>○ 受付期間 令和8年5月1日（金）から令和8年6月8日（月）まで</p> <p>○ 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>○ 受付場所 加美町役場 総務課 人事給与係（役場庁舎2階） 電話：0229-63-3111 所在地：〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地</p>	
受験票の交付 又は 受験用メールの 送付など	試験会場方式で 受験する場合	受験申込書を受理した後、受験者に受験票を交付します。試験日当日に忘れずに持参してください。
	テストセンター 方式で受験する 場合	受験申込書を受理した後、受験者に受験票を交付します。受験票は第一次試験では使用しませんが、第二次試験日に忘れずに持参してください。 受験申込書の受付期間終了後、テストセンターの会場予約案内について、電子メールにてお知らせいたします。
	令和8年6月30日（火）までに受験票が届かない場合は総務課人事給与係に連絡してください。	
注意事項	<p>① 応募は1職種に限ります。なお、受付終了後の職種変更はできません。</p> <p>② 他の加美町職員採用試験と併願することはできません。</p> <p>③ この試験を受験した場合、令和8年度の秋及び冬に実施を予定している職員採用試験を受験できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>④ 申込書の記載事項に不備があった場合には返却する場合がありますが、このために生じた遅延等についての責任は負わないので、申込には十分注意してください。</p> <p>⑤ 受験に関する一切の提出書類は返却しません。</p> <p>⑥ 災害等により、試験開始時刻の変更又は試験を中止する場合には、加美町ホームページ（新着情報）により随時お知らせします。</p> <p>⑦ この試験についての問い合わせは、電話又は電子メールにて加美町役場 総務課 人事給与係までご連絡下さい。</p>	

9. 受験申込書の請求先、提出先、試験に関する問い合わせ先

加美町役場 総務課 人事給与係

所在地 〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

電話 0229-63-3111

メール soumu-jinji@town.kami.miyagi.jp